

埋蔵文化財センター設立夜話

佐藤 庄一

1 はじめに

平成5(1993)年に財団法人山形県埋蔵文化財センターが設置されて、はや13年になる。最近、私は1990年代の山形県考古学界を回顧した文の冒頭で、つぎのように述べた。

『公共開発事業に伴って大規模な発掘調査が行われ、新しい発見が次から次と出てくる。発掘調査の現地説明会には古代のロマンに憧れる大勢の人が詰めかけ、その中の常連さんが調査員の先生や博物館の学芸員と「考古学の友の会」を立ち上げ、文化財保護の輪が広がる。山形県の埋蔵文化財行政にとって、理想的な時代が1990年代であった。』

(中略)財団法人山形県埋蔵文化財センターが1993年に設立され、同じ年に山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館が高畠町に作られる等、まさに山形県の1990年代はそれまでの懸案が一気に解決に向かったかみえる希望の時期であった。

バブル期の高度成長が終わり、デフレ化の不況を迎えて、いま埋蔵文化財行政は「冬の時代」ともいわれる。私たちは、1990年代の考古学の活動から何を学び、2000年代にどうつなげていけばよいか振り返ってみよう。(佐藤2003)』

これまでの山形県の埋蔵文化財保護行政から何を学ぶか、そしてそれを今後にどうつなげるか。財団法人山形県埋蔵文化財センターの設立に関わった者として、その経緯をまとめておく必要性を感じて稿を起こした。今後の埋蔵文化財センターのあり方について検討するうえで、少しでも参考になれば幸いである。

1 検討委員会ができるまで

(1) 埋蔵文化財白書を作ろう！

「困ったね。どうしたら良いだろう。」、平成2年10月、平成3年度の予算要求を前にして、私と埋蔵文化財係主

任技師の名和さんは県庁13階の文化課の部屋で頭を抱えていた。

山形県の埋蔵文化財発掘調査の事業量は、昭和48年山形県教育庁に文化課が設置されて以来しばらくは緩やかな増加傾向で進展してきた。文化課の設置当初は、発掘調査に関わる経費は県の教育委員会で予算化していたが、文化庁が指導してきた「原因者負担制度」が定着してきたことを受け、昭和54年からは『山形県埋蔵文化財緊急調査実施要項』を作り、県と市町村の役割分担を明確にするとともに、発掘調査経費を開発部局に負担してもらうようになっていた。

この過程で、県の農林水産部や土木部等から「調査経費を文化課に節別配当をするのは（旅費や需用費のこともあり）問題が多い。委託費として一括配当できないか。」という提案があり、委託費の受け皿として『山形県埋蔵文化財緊急調査団』という任意の組織を設立した。調査団の団長には文化財保護審議会会長の柏倉亮吉山形大学名誉教授をお願いし、事務局長として文化課長、事務局長補佐として文化課長補佐、主任調査員として文化課の技術職員が全員が入った。変則的な体制ではあったが、調査を担当する専門職員が昭和54年に4名、翌55年に4名増員なるなど、昭和50年代の埋蔵文化財保護行政はほぼ順調に進んでいた。

ところが、昭和60年頃から高速道関連の道路公団事業やウルグアイ・ランド関連の農林事業^(註1)により事業量が急激に増加することとなり、9名の文化課の埋蔵文化財担当職員では何ともならなくなってきた。このため、考古学専攻の大学卒業生を県の嘱託職員として次々と雇用することにより毎年の調査を消化する、という綱渡りのような体制が、ここ5年以上も続いてきたのである。

県の嘱託職員として採用された考古学を目指す若い職員には、3年の雇用期間が終わっても何とか発掘調査に従事してもらわなければ、開発側から要望されている調

査事業量に対処できなかった。苦肉の策として考えたのがさきの『山形県埋蔵文化財緊急調査団』という任意の組織を利用し、県の嘱託雇用期間が終わった若い調査員を、さらに調査団専従の非常勤職員として再雇用することであった。

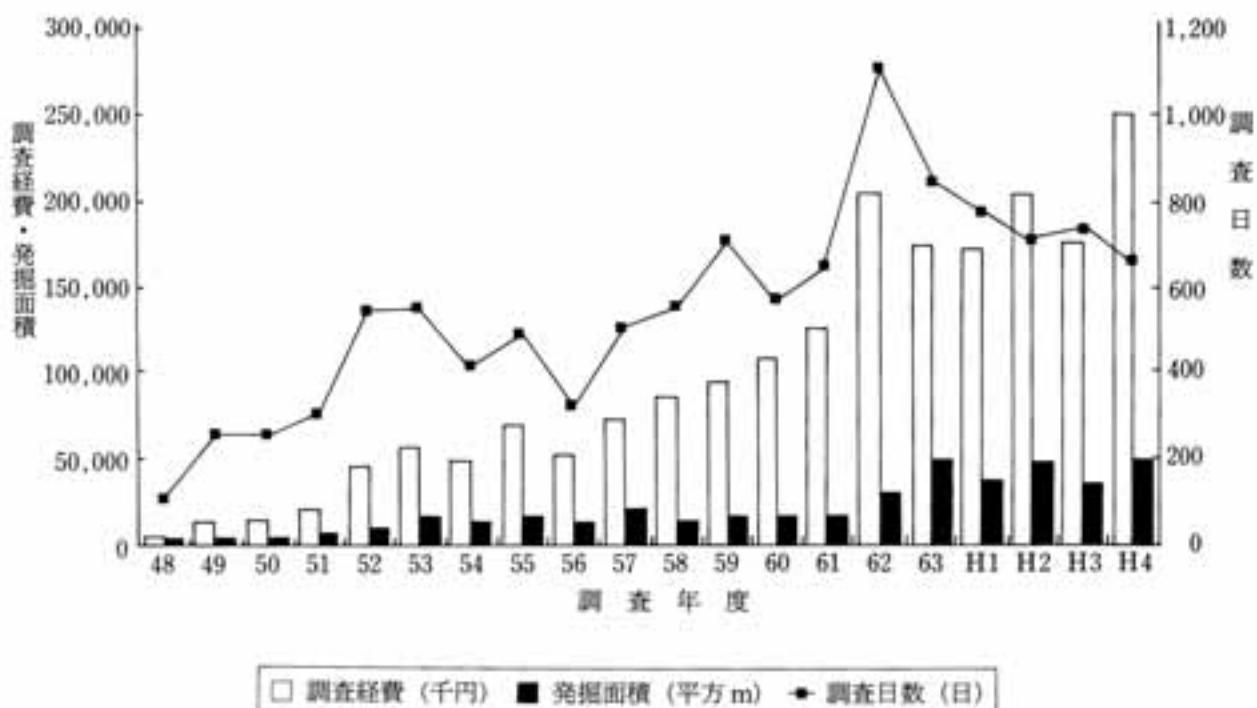
ほとんどが県内出身で家の跡取りが多い若い職員は、任意団体の非常勤職員という不安定な身分に耐えながら、黙々と現地の発掘調査や分布調査に従事してくれた。調査担当者は不十分な調査体制の中で発掘調査に追われ、報告書が期限内に刊行できないケースも目立つようになっていた。もちろん正規の専門職員の人員増は、毎年人事当局に強く要求してきたが、国体で教職員を増やしたため、定数の増加はできないという理由から、常に先送りとされてきた。

教育庁職員組合でも、この頃教育庁総務課長との交渉等で、「(山形市緑町の文化課) 分室を単独公所として位置づけるとともに、嘱託・団体職員を定数化すること!」との要求を出している。これに対する回答は「(埋蔵文化財の) 仕事量は増えている。重大な課題。」との認識は示したもの、「正職員になるには人事委員会の採用試験

に合格する必要があり、嘱託職員をそのまま定数化することはできない。」という従来の態度に留まっている。

「困ったね。どうしたら良いだろう。」という先の悩みは、課題がわかっているのに答えが何年も実現できない焦りでもあった。「埋蔵文化財白書を作ろう!」、私は名和さんに言った。国の行政事務の現状と課題等を国民にわかりやすくまとめたものに「経済白書」とか「教育白書」、「環境白書」という行政白書というものがある。日本考古学協会で何年か前に、遺跡の破壊を憂いて「埋蔵文化財白書」を発行したことを思い出したからである。

それから約1ヶ月間、二人は「山形県埋蔵文化財白書」の作成に没頭した。埋蔵文化財保護行政における県の役割や緊急発掘調査の事業量と調査体制の問題点、今後東北横断自動車道建設等で発掘調査の事業量が益々増加する見込みであること、そのためには調査員の定数増や埋蔵文化財センターの設置が必要なことなどを順々に述べ、図表も入れてわかりやすいような工夫をした。B5版の1cm近い厚さの『山形県埋蔵文化財保護行政の現状と課題』と名付けた白書を前に、「これを文化課長を通して県教育長に上げてもらおう。これは白書というよりは



資料1 緊急発掘調査の経費・面積・日数推移 (S48~H4)

埋蔵文化財黒書だ。」、と思った。

平成2年11上旬、土門文化課長と斎藤補佐に教育次長の調整事項に間にあわせるべく意気込んで「山形県埋蔵文化財白書」を出したところ、課長から「随分厚い資料だが、これを全部読まないと駄目か?」と言われ、愕然とした。「はい、そうです。」と答えたが、上司の埋蔵文化財に対するする認識はこんなものかと、正直がっかりさせられた。

それでも土門課長は埋蔵の問題の重要性を上に訴えてくれ、埋蔵文化財だけの次長説明が11月26日の午前中一杯をかけて行われた。佐々木埋蔵文化財専門員や私が問題の深刻さと専門職員の増を必死に訴えたが、鈴木次長からは平成4年のべにはな国体が終わらなければ職員の増員は無理との答えしか得られなかった。

説明の終わり頃、同席した安孫子財務課長から、気の毒さもあってか、「佐藤さん、あなた達の苦労はわかるが、個人の力だけでは行政は動かない。各種委員会のような外部の人達の知恵と力を借りなければ駄目なのだよ。」という、アドバイスがあった。私が「他県では埋蔵文化財の検討委員会を設置しているところもある。」と答えると、「うん、それがよい。検討委員会を公式なものにするため、数十万でもいいから来年度の予算に要求しろ。足りない分は文化課で足し前することだ。」と言ってくれた。暗闇に一筋の光明が見えた気持ちであった。

また、今考えれば無茶な話だが、教育次長説明の数日後、県農林水産部の農政課長と県土木部の管理課長に面会を求める、埋蔵文化財保護の窮状を訴えるとともに、両部局から文化課に専門職員増員のため定数を2名ずつ貸してくれないか、とのお願いもしている。

(2) 山形県の現状と東北各県の状況

ここで、財団法人山形県埋蔵文化財センター設置される前の状況について、少し詳しく見てみよう。

資料1は、山形県教育委員会が昭和48年度の県文化課設置時から財団ができる直前の平成4年度までの20年間に実施した埋蔵文化財緊急発掘調査に関する「調査経費」、「発掘面積」、「調査日数」の推移のデータである。■が発掘面積、□が発掘調査経費、折れ線が発掘調査延べ日数で、各々の年度の累計数となっている。

山形県に文化課が設置された昭和48年から昭和61年度までは、各調査事業要素とも一部の年を除き緩やかな増

加を示している。これが先に述べたように、昭和62年度から調査事業量が急激に増え、その後平成4年度には昭和61年度の倍近くまでなっていることがわかる。

つぎに、北海道と東北各県の平成3年度当時の埋蔵文化財調査体制情況を見てみる(資料2)。当時の山形県の調査は、「山形県埋蔵文化財緊急調査団」という任意の団体で実施していたが、調査担当職員は県文化課の行政職員9名、同嘱託職員4名、緊急調査団の嘱託調査員6名の実質19名であった。平成3年度はこの体制で、1億7千万円余の調査経費を要して、12遺跡34,180m²の面積を発掘調査していたのである。正規職員より嘱託職員が多い状況なので、非常勤の嘱託職員が実質現場の調査主任や報告書作成を担当しなければならないこともあった。

これを東北各県と比較してみると、宮城県は27名の県職員がいて直営で発掘調査を実施していたし、青森県と秋田県には県立の埋蔵文化財(調査)センターがあり、各々35名・17名という正規職員を抱えていた。また、北海道と岩手県・福島県には財団法人の埋蔵文化財(文化)センターがあり、各々29名・35名・46名という多くの財団正規職員を擁していたのである。

発掘調査の経費も多くの道県では10億円を越しており、開発に関わる遺跡の全面積を発掘調査することによって、新しい考古学的成果が次々と始めていた。これに対して山形県は、昭和48年の県文化課設置以来圃場整備等の農林事業が調査の主体を占めてきたこともあり、まずトレンチ掘りをし、次に遺構が発見された部分を拡張するという旧態然な発掘調査であった。実際に調査が終了できた面積を、重機械で括げた実面積と区別して、「精査面積^(註2)」と呼ぶ奇妙な用語が出たのもこの頃である。

埋蔵文化財の調査を担当する専門職員は、出身大学の先輩後輩関係や発掘現場の交流等を通じて、ヤクザの世界(?)に似た密接な付き合いがあり、各県の情報は山形県にもつぶさに入っていた。今何とかしなければ、山形県だけが取り残される。このような危機感が、山形県で発掘調査を担当している全ての職員にあったのである。

県名(設置年度)	組織の名称	埋蔵文化財 職員数	平成3年度 事業量	組織人員の根拠
北海道 (昭60)	財団法人北海道 埋蔵文化財セン ター	県文化課 10名 センター 29名	経費(平成2年度) 747百万円 面積 53,934m ²	1人当たり年間 3,000m ² 調査
青森県 (昭55)	青森県埋蔵文化財 調査センター (県立)	県文化課 4名 センター 35名 教育職 16 行政職 県調査員 19	経費 3,848百万円 面積 51,000m ²	1人当たり年間 3,500m ² 調査
岩手県 (昭56)	財団法人岩手県 文化振興事業団 埋蔵文化財セン ター	県文化課 3名 センター 49名 教育職 22 プロバー 13 財団嘱託 13	経費 1,278百万円 面積 180,312m ²	1人当たり年間 6,000m ² 調査 (但し、重機によ る粗削ぎ面積を すべて含む)
秋田県 (昭56)	秋田県埋蔵文化財 センター (県立)	県文化課 1名 センター 24名 行政職 10 教育職 7 県嘱託 7	経費 586百万円 面積 50,730m ²	条例定数 22名
宮城県 (昭47)	宮城県教育庁 文化財保護課	27名 行政職 9 教育職 18	経費(平成2年度) 1,369百万円 面積(平成2年度) 58,277m ²	条例定数21+ α (毎年事業量に よって見直し)
福島県 (昭52)	財団法人福島県文 化センター 歴史資料館遺跡調 査課	県文化課 4名 センター 49名 教育職 21 プロバー 25 財団嘱託 3	経費 1,120百万円 面積 140,925m ²	1人当たり年間 3,000m ² 調査
山形県 (昭48)	山形県教育庁 文化課	19名 行政職 9 県嘱託 4 調査団調査員 6	経費 176百万円 面積 34,180m ²	1人当たり年間 3,500m ² 調査

資料2 北海道・東北地方の埋蔵文化財調査体制状況

2 埋蔵文化財調査体制検討委員会の設置と検討事項

(1) 埋蔵文化財調査体制検討委員会の設置

平成3年度予算に仮称「埋蔵文化財調査体制検討委員会」設置の予算が認められた。単年度で100万円の予算を要求したものが2ヶ年で50万円ずつになった訳だが、金額よりも、県教育委員会の正式な委員会としての設置が認められたことが大きかった。

検討委員会の委員として、外部からは柏倉亮吉県文化財保護審議会会长と国学院大学の小林達雄教授の2名の考古学専門家に入っていた。もう少し多くの外部委員を入れたかったが、予算を考えると贅沢はいえなかった。これに検討委員会の委員として、鈴木良助県教育庁教育次長、上村正志教育庁総務課長、深瀬宏隆同財務課長、土門招穂同文化課長の4名が加わり、合計6名の委員による検討会の組織となった。このほか、事務局として田苗文化課課長補佐以下佐々木埋蔵文化財専門員、佐藤庄埋蔵文化財主査、野尻埋蔵文化財係長、渋谷

主任技師の5名が入り、検討会の準備等は私が担当することになった。

(2) 埋蔵文化財調査体制検討委員会の検討事項

平成3年5月14日、あこや会館の特別会議室で、第一回の埋蔵文化財調査体制検討委員会が開催された。まず鈴木教育次長の主催者挨拶があり、次いで委員互選により選ばれた柏倉会長が就任の挨拶をされたのち、委員会の協議が始まった。

第一回の検討委員会では、①県の役割とこれまでの対応等に対する現状分析、②今後の事業量の予測と体制作りの必要性、③全国的な視野をもつための先進県調査の必要性などが検討された。ここでは小林委員の「はっきり言って山形県の埋蔵文化財保護体制は、他県に比べ遅れている。」という発言が印象的であった。

これを受けて、平成3年7月から8月にかけて先進県の調査が実施された。委員が3班に分かれ、1班は関西の京都府と大阪府、2班は東北の秋田県と岩手県、3班は宮城県と福島県・栃木県を視察した。

10月の第二回検討委員会では、①先進県の報告と比較

検討課題		県立組織	財團組織
1 組織と運営	組織名称	山形県立山形県文化財センター	(財団法人) 山形県文化財センター
	設置主体	山形県	山形県
	運営主体	山形県教育委員会	(財団法人) 山形県文化財センター
	運営経費	山形県教育委員会の予算に計上	出資金の利子と調査経費の6~10%の事務費で運営
	施設建設経費	県費	県費(県との二枚看板か、運営の委託)
2 職員身分と人件費	職員身分(人事交流)	県職員(県職員全体の異動が可能) 教職員(学校現場への異動が可能) (財團職員は財團内での異動のみ)	出向県職員 出向教職員 財團固有職員(選考試験による一般公募)
	定数の掲掲	山形県職員定数条例	財團職員定数規約
	職員の人数枠	県職員定数に縛られる	財團固有職員の採用と出向職員で枠の拡大が可能
	職員人件費	県費及び事業側負担費	原則として事業側が人件費負担
	職員退職金	山形県職員等に対する退職手当支給条例による	財團職員については別途退職金積立が必要
	事業経費	発掘調査委託費+県費	発掘調査委託費+県費+財團費
	分布調査	実施可能(県費+国費)	県文化課の委託を受け、事業決定後のものは可能
3 事業の内容	開発との調整	開発との調整が可能	開発との調整は県文化課
	遺物の収蔵	保管・管理とも県教育委員会	法的保管責任者は県教委、管理は財團
	市町村指導	開発に係わる行政指導を含めて指導が可能	県文化課の依頼を受けて、調査指導のみ可能
	独自事業	県費で予算化	財團収益で実施も可能
	将来の展望	事業量が減っても、研究・保護普及活動が可能	事業量が減った時に、調査する遺跡を探査傾向大

資料3 埋蔵文化財保護の組織を県立にした場合と財團にした場合の比較一覧

検討、②平成4年以降の埋蔵文化財事業量の検討、③埋蔵文化財保護の組織と体制に関する一回目の検討、などが実施された。とくに先進県の報告では、スライドを用いた各班の報告がなされたため、各自が実際に視察した感想を含め、委員による活発な討論が行われた。

12月の第三回検討委員会では、①埋蔵文化財保護の組織と体制に関する二回目の検討、②組織人員の根拠となる職員一人当たりの年間発掘調査面積の検討、平成4年以降の埋蔵文化財事業量の検討が行われた。とくに職員一人当たりの年間発掘調査面積については、人員枠の関係から面積を大きくとりがちな事務局に対して、小林委員から調査の精度を高める観点からもっと面積を低くすべきとの厳しい指摘がなされた^(註3)。

年が明けて2月の第四回検討委員会では、①職員一人当たりの年間発掘調査面積の再検討、②埋蔵文化財保護の組織と体制に関する三回目の検討が行われ、新しい組織の設立時期の目標を平成5年4月とすることが確認された。

平成4年からは、佐藤正俊さんが埋蔵文化財係長として県庁の文化課に戻り、埋蔵文化財体制の検討について私を補佐してくれることになった。4月の第五回検討委員会では、①これまでの検討委員会の協議経過についての総括がなされ、②検討委員会報告素案の検討が行われた。とくに埋蔵文化財の新しい組織を県立とするか、財団とするかでギリギリの白熱討論が行われ、最終的には報告書に「埋蔵文化財の組織を県立にした場合と財団にした場合の比較一覧表(資料3)」を掲載することで、両論併記のかたちとなった。

最終回となる6月の第六回検討委員会では、検討委員会報告提出案の検討が行われた。組織の名称については、「文化センター」、「文化財センター」、「埋蔵文化財センター」の三つの案が出され、業務を明確にするため「埋蔵文化財センター」とすることになった。

3 検討委員会報告書の提出と教育長の決断

(1) 検討委員会による報告書の提出

一年余の検討を経て、「山形県埋蔵文化財調査体制検討報告書」がまとめた。報告書はA4版・24頁にわたるもので、第Ⅰ章；検討委員会設置のねらい、第Ⅱ章；本県における埋蔵文化財保護行政の現状と課題、第Ⅲ章；



資料4 調査体制検討報告書表紙
同 構成目次

今後の埋蔵文化財保護行政のあり方について、第Ⅳ章；埋蔵文化財保護行体制の基本的な考え方一（仮称）山形県埋蔵文化財センターの設置について一の構成になっている（資料4）。

平成4年6月25日（水）大安の日に、県教育長室において、山形県埋蔵文化財調査体制検討委員会の柏倉亮吉会長から山形県教育委員会の木場清耕教育長に、「山形県埋蔵文化財調査体制の検討結果について（報告）」の報告書が手渡された。柏倉会長から「これは8人の検討委員が慎重に報告をとりまとめたものだ。本県における文化財保護行政の推進を図るうえで、山形県埋蔵文化財センターの設置が急務である。」との話があり、木場教育長は「ありがとうございました。教育委員会としてこの報告書を十分尊重し、早急に検討させていただきます。」と、答えた。

平成4年の夏、県の教育委員会は9月の紅花国体の開催、10月の身障者スポーツ大会開催の向け、準備に慌しかった。国体の打合せや事務局としての業務は専ら佐藤正俊係長や他の職員にお願いして、私は埋蔵文化財の体制整備の仕事に専念させていただいた。

検討結果の報告の提出を6月末と急いだのは、平成5年度に向けて埋蔵文化財センターの設置を教育庁の重要事業として財政課に上げるためであるが、肝心の教育長から9月になってもなかなかゴーサインが出なかった。それどころか、三役に対するレクチュアでは、教育長は新しい財團を作ることを渋っている、ということであった。三役に対するレクチュアは担当課長が直接説明することになっており、せいぜい課長補佐が同席する程度で、主査である私の出番はなかった。いま決断してもらわなければ、来年に埋蔵文化財センターはできない。焦りにも似た気持ちの中で、深瀬征二文化課長に、次の三役レクチュアに是非私も同席させてくれるよう頼んだ。

（2）教育長の決断

9月議会の閉会も間近に迫った9月29日の午前9時、教育長室で「埋蔵文化財体制」に関する教育長へのレクチュアが開かれた。出席者は、木場教育長、井上教育次長、上村総務課長、深瀬宏隆財務課長、それに文化課から深瀬文化課長、鈴木課長補佐、佐々木埋蔵文化財専門員、それに私の8名である。

まず深瀬文化課長が、平成5年度から高速道路などの

大規模な開発に関わる遺跡の発掘調査が急増し、現在の緊急調査団体制では対応できること、そのためには財団法人の山形県埋蔵文化財センターを設置して、体制を強化するしかないこと、などを説明した。上村総務課長と深瀬宏隆財務課長も、報告書の妥当性を後押ししてくれた。何のことない、教育長を除き、この出席者はすべて検討委員会の関係者なのである。

これに対し木場教育長は、「前に何度も言っていることだが、」と前置きして、農家用にブルドーザなどを購入設備した県の農業機械公社が、設立後間もなく民間会社に取って替わられて廃止に追い込まれたことなどを例に、県が財団法人を設置する際は慎重の上にも慎重であるべきとの見解を表明した。私は埋蔵文化財の若い嘱託職員が10人近く不安定な身分のまま据え置かれている現状を説明し、今回埋蔵文化財センターができなければ、これらの職員が県外に流出する懸念を強く訴えた。最後には「私は埋蔵文化財センターの設立に命をかけている。」という時代がかったことまで言ったと思う。教育長は困った様子で、井上教育次長に「君はどう思うか。」と尋ねた。井上教育次長は、「私も今財團を作るべきだと思う。」と言ってくれた。教育長が次長までも賛成かと、苦い顔をし、しばらくの間席上に重苦しい空気が漂った。

とその時、スピーカーから「ただ今から臨時の部長会議を開きます。関係者は至急お集まり下さい。」というアナウンスが流れた。教育長が部長会議に出かけた後、残された出席者は誰も言葉を発せず、埋蔵文化財センターを来年設立することは諦めざるを得ない雰囲気が漂った。30分ほどして、教育長が部長会議から教育長室へ戻ってきた。木場教育長は、席について一呼吸した後、皆を見渡し「やっぱり埋蔵文化財センターは作るか。」と言った。私は思わず立ち上がって「有難うございます。」と頭を下げた。会議の出席者全員の顔に、「これでようやく懸案が解決した。」という安堵した表情がみえた。臨時部長会議と往復の時間を合わせた30分間に、教育長が何を考えたのかはわからない。しかし、この時の木場教育長の決断により、山形県埋蔵文化財センターが財団組織で設置されることがほぼ決定したのである。あのまま会議が続けば、埋蔵文化財センターの設置については仕切り直しになっていたかも知れない。今思えば、まさに「部長会議のアナウンスは天の声」だったのである。

4 埋蔵文化財センター設置の予算要求

(1) 五人組の顔合わせ

9月末に教育長のゴーサインが出たので、10月から予算要求に向け、すぐ準備に取り掛からなければならぬ。教育庁の予算を取り扱う財務課からは、埋蔵文化財の調査体制は人事や組織に関わることなので、まず教育庁総務課の行政管理係に相談するように指示された。当時の行政管理係長は相田さんで、お兄さんが私の中学の同級生であることや、相田さんと私の高校が同じであることから幸い面識があった。

早速相田係長に埋蔵文化財センター設置の必要性を訴えたところ、「これは大プロジェクトであるから、同士となる仲間を作っていくべきだな。」と言われた。私がその意味をわからずにいたところ、しばらくして相田係長から「10月20日の午後2時、あこや会館で埋蔵文化財調査体制の打合せをやる。」と言う連絡がきた。約束の時間の地下の「べにはな」会議室に行くと、長方形のテーブルに相田係長と財務課の会田主査と相原係長の3人が座っていて、その正面に見慣れない顔があった。相田係長からは「財政課の藤原予算係長です。」との紹介があった。藤原係長と財政課で見かけることもあり、東大出という噂は聞いていたが、あまり話をしたことはなかった。

相田係長の進行で、最初に私がこれまでの埋蔵文化財調査体制に関わる経過を説明し、以後はその資料を基に、五人で議論に移った。この時、どんな話をしたかはあまり覚えていないが、藤原係長が「カイタ（会田）さん」、「ソウダ（相田）さん」と二人を呼び分けた言葉が妙に印象に残っている。この後、この五人は酒を飲んだり、麻雀をしたりして連携を深めていくが、それこそが「同士となる仲間作り」と言った相田係長の狙いだったのであろう。お陰でこの四人の方とは、今も時折会ったり、年賀状の交換をさせていただいている。

(2) 平成5年度重点項目のヒアリングと予算要求

予算要求に向けて大きな事業をしようとする場合は、まず教育庁内の重点項目に入れてもらわなければならぬ。10月26日と29日の二回、三役に対するレクチュアがあり、これは既に教育長の決断がなされていることからわりとすんなり通過した。

翌11月5日は、財務課への平成5年度予算要求書提出

である。同13日には上村総務課長が人事課に予備折衝に行ってくれている。続く17日には財政担当の予算ヒアリングが行われている。財務課の会田主査と相原係長とはもう何回か会っているので、要求が適否という原則論は通り越して、すぐ実務的な話に入ることができた。

また、予算要求と平行して、11月下旬から12月上旬にかけて、農林部の農地建設課や土木部の道路整備課・都市計画課など埋蔵文化財に関わる関係各課に対し、教育庁がセンターの設置を要求していることの説明と協力を訴えている。

12月8日には平成5年度予算の財政課担当ヒアリングがあり、ここで正式に財務課相原係長同席のうえ財政課の藤原予算係長に説明をすることになった。通常、教育庁の各課が財政担当と予算について話しをするのはこの時点からであるから、先の10月20日の五人組の顔合わせがいかに早かったかがわかる。

5 波乱の財団設置要求

(1) 係長行政は生きていた！

県庁に「係長行政」という呼び方がある。県庁の実質の行政を担っているのは係長クラスであるという意味であるが、近年は係長より上の冠主査ができ、更には部長→課長→部下という上位下達の仕事が増えて、「係長行政」という言葉は死語になりつつある。しかし、埋蔵文化財センター設立のプロジェクトについては、各部署の担当係長がたから文化課に対する指導や上司への根回しなど頭が下がるくらい、本当に熱心にやっていただいた。

財政課の藤原予算係長への説明は、ゆっくり時間をかけたいとの配慮もあって、財政課の向いにある畳の部屋（予算編成時に財政課職員が夜仮眠する場所だそうで、脇に毛布が置いてあった。）を使って行われた。藤原係長は、私が資料の説明をすると最後まで聞かないうちに、「佐藤さん、それはこうこういうことですね。」と要約し、「しかし、それだとこの部分に矛盾がおきます。」とすぐに問題点を指摘してくれた。私がどう答えるか迷っていると、隣で財務課の相原係長が「それは次の資料のここに書いてあります。」などとフォローをしてくれる。何回か説明を重ねているうちに、私の資料は「財団を早く作りたい。」という思いが強過ぎて、財団を作ることによって起こる長短所や、総合的に財団を作った方が山形県に

とってプラスであるという客観的な配慮が欠けていることがわかつてきた。重要事業であるほど、財政課長や総務部長、副知事、知事までその効果を納得させる必要があるわけで、藤原係長は自分が後日上司に効果的に説明するという観点から、「この資料はこう直してくれ。新たにこんな資料がほしい。」と指導してくれた。

一方、総務課の相田係長は、人事課への窓口として獅子奮迅の活躍をしてくれた。県庁の職員があらかた帰る夜の6時30分になると、毎日のように「佐藤さん、財団タイムでーす。」といってニコニコしながら文化課の私のところにやってくる。話の内容は、「平成5年度以降の調査事業量と財団所要人員の根拠」、「事業が少ない場合の人数の取り扱い」、「本庁と財団の役割分担」、「財団の組織と予想されるメンバー」、「財団職員人件費の10年間の試算」などといった重要課題ばかりで、これを明日上司に説明したいので今夜中に資料を作ってくれという。大変な仕事であるが、相田係長の人事折衝の苦労がわかるだけに、私も何とか資料を作り、相田さんに持っていく。そこでまた追加や修正があり、資料を作り直す。気付いたら夜の12時を過ぎていたという日が時々あった。

この頃の私の夕食は、県庁の北側にある中華料理店の「材木亭ラーメン」か「野菜炒め定食」を出前してもらうのが定番であった。ある夜、出前を持ってきてくれた店の方に「私はお宅の料理で生きているようなものだ。でもビタミンの不足が気になるな。」と言ったら、次の日につれに剥いた林檎を山盛りで一皿、またしばらくしてホーレン草のお浸しを一皿サービスしてくれた。あの時の嬉しさは今でも忘れない。

(2) 知事選の波紋

年末を迎える、財団を平成5年度当初に設立する計画は、周囲の方の協力もあって、順調に進んでいた。財団設立までのスケジュールや、開発部局との委託契約の方法などの検討の進んでおり、私にもようやく「これなら何とかなるのでは。」という安堵感が出てきた。

年末年始の休みに入った12月29日の夕方、財政課の藤原係長から私の自宅に突然電話がかかってきた。「緊急事態が起きたので、すぐ県庁にきてくれ。」という。急いで県庁に駆け付けると、すでに相原係長と相田係長も来て話しを聞いていた。藤原係長から「来年の2月14日に県知事の選挙がある。昨日の財政課会議で、平成5年度

予算に関わる重要事業は新しい知事の査定を受けたうえで、事業を実施することになった。埋蔵文化財センターのような新規の財団設置の事業は、当然新知事への説明と是非の判断を受けてから実施することになるので、財団の設置は早く半年、場合によっては1年先に延びる。」という話があった。3人とも、ここまで財団設置を進めてきたのにという気持ちであったが、財政課の決定事項となれば、何ともならない。とりあえず、①知事査定の場合の説明資料、②平成5年度を現体制でやった場合の問題点と変更見積書、③平成5年9月頃から財団組織にした場合の問題点と変更見積書について、資料の準備を進めておくことにする。私は残りの3人から「佐藤さん、財団ができなくなつたわけではないから、あまりがっかりするな。」と慰められたが、文化課の職員や外部の開発部局にすでに根回しを済ませて、皆がその気になっていただけに、ショックは大きかった。

年が明け1月になると間もなく、財政課から平成5年度の重要な事業の実施が半年遅れた場合の対策を至急報告するようにとの文書が届いた。財団の設置が半年遅れるということは、4月からの新規職員の採用が出来ず、結果として依頼されている発掘調査事業量のほぼ半分しか出来なくなるということであった。余りにも波及する問題が大きい。

山形市緑町の文化課分室で皆がどう対処したら良いか頭を抱えていると、佐々木専門員が突然「出来ないものは出来ない、というしかないべ。」と言い出した。私はハッとして佐々木専門員の顔を見、「そうだ。出来ないものをどうしたら出来るか、と考えても仕様がない。まず、出来ないものは出来ないと言ってみよう。」と思った。

財団の設置が半年遅れた場合どうなるかという財政課の文書に対する文化課の回答は、「平成5年度の県の農林事業や土木事業に関わる発掘調査は何とか出来るが、建設省や日本道路公団の開発に関わる発掘調査はほとんど出来ない。」という過激な内容のものであった。早速財政課から私が呼ばれ、課のお偉方から「何とか方法を考えろ」という依頼に対して、出来ないという回答をよこすとは何事だ。こんなことは未だかつて聞いたことがない。」と怒鳴られた。私は「出来ないものは出来ないと言うしかない。出来ると言って万一出来なかった場合、建設省等にどう申し訳をするのか。」と、繰り返し答えた。

それからしばらくした1月中旬の財政課長内々示では財団関係の予算は付かず、予想とおり総務部長との予算復活折衝に持ち越される雰囲気になった。ところが次の財政課長内示を前に、財政担当が思わぬ朗報をもたらしてくれた。2月2日付で板垣清一郎県知事が退職し、3日からは県知事の職務代理者が置かれるが、その際教育庁関連の①埋蔵文化財財団設置、②県立風土記の丘設置、③国民文化祭の3件は、事業の適正な実施という観点から、新知事の判断事項ではなく、前からの引継ぎ事項として報告をするに留める方針となった、というのである。1月20日の財政課長内示で財団関係の予算が付き、このことが改めて確認された。一発逆転という気分であった。

6 進む財団設立の準備

(1) 上山農業高校の跡地が空く

話が前後するが、財務課への平成5年度の予算要求をしていく課程で、総務課で県立学校施設や教育財産を管理している施設整備係から、上山市にある県立上山農業高等学校が廃校になるという話が出てきた。同じ上山市内にある上山高等学校と統合になって新しく上山明新館高等学校が新設されるため、上農の校舎は解体するかしばらくそのままにしておくか検討中だが、いずれにしても教育財産として総務課が管理しなければならない。解体の経費を考えれば、当面埋蔵文化財センターで使ってもらってもよいという。当初センターの設置場所として予定していた山形市緑町の文化課分室は、県立図書館や産業振興会などとの寄合所帶で、事務所面積としては手狭さが問題になっていただけに渡りに船の話であった。

11月27日に、総務課の案内で私と文化課分室の職員が上山市弁天にある県立上山農業高等学校の施設の視察に出かけた。南側にある高校の正面玄関は緑町の文化課分室と比べて遜色がなく、何よりも建物が4棟も並んでいるという広さが魅力であった。西側にある農作業用具の格納庫は発掘器材の収納庫に使えるし、水を大量に使う果物の加工場は土器や石器の洗浄室としてぴったりである。ただし、多量の遺物の収蔵庫として内心期待していた体育館だけは、老朽化がひどく使用に耐えなかった。体育館の天井にネットが張り巡らされているので「あれは何ですか」と総務課職員に尋ねたところ、「壊れた屋根」と天井からの落下物を防ぐためのものです。」と言われたほど痛みが酷かったからである(資料5)。

その後、県庁に戻ってから、センター建物として必要な部分を改めて提示し、体育館や寄宿舎など不要な部分は解体撤去してもらうことにした。また、高等学校のグランド等の部分や貯水池の部分を、教育財産としてそのまま引き継ぐか、県の一般財産として知事部局の管財課に配置換えするかの問題や、解体工事は高校生は新しい高校に移転した平成5年4月以降になるため、上山へのセンター移転は同年10月からになるなどの課題が残った。

いずれにしても、上山農業高校の跡地をほぼ全面埋蔵文化財センターとして借用できることは予想外のことであり、有難かった。私は、自宅の南陽市赤湯から県庁に通勤する冬の雪道を、上山農業高校の前を通るたびに「4月から俺はここで仕事をするのだ。」と自分を励ましながら、運転をした。

(2) 時間との戦い

平成5年1月25日の知事選告示をよそに、財団設立の予算要求は、1月27日の総務部長内々示、2月9日の総務部長内示と順調に進展していった。あとは4月1日の財団設立までにいろんな事務手続きを進めなければならない。財団の規約や諸規定の作成もその一つで、これについて鈴木常夫文化課長補佐が一手に引き受けてくれた。各県から資料を取り寄せ、山形県の実情に合わせて条文を整理しながらワープロに打ち込んでいく。2月8日まで主要な規約案を財政課に出さなければならないという忙しさで、本当に大変な仕事であったと思う。埋蔵文化財センターの設立は、いろいろな方の努力があって始めて成し得たのである。

財団の名称についても、財政課から「山形県埋蔵文化財センター」で良いのか再度検討するようにとの指示があった。財政課では財団の4月設立は認めたものの、埋蔵文化財調査の業務が本当に将来まであるか不安で、もう少し広い範囲の分野を扱える名称にして、不足の事態に備えておきたかったらしい。2月16日に教育庁三役との間でこの問題が取り扱われた。「山形県文化財センター」、「山形県文化事業団」、「べにばな文化財事業団」などいろいろな案が出たが、埋蔵文化財調査の事業は開発が続く限りあるということで、原案の「山形県埋蔵文化財センター」に落ち着いた。

平成5年2月14日の知事選の投票があり、高橋和雄氏が当選した。同28日には平成5年度教育庁の新知事事務引継ぎ事項の説明があり、埋蔵文化財財団の設置は県立風土記の丘設置等と同じく、前からの引継ぎ事項として新知事に報告された。

この頃、財団の組織についてもいろいろな検討が行われている。理事長の職については、各都道府県の例を参考にして当初副知事を想定していたが、種々の事情から木場教育長が専任の理事長としてこられることに内定した。埋蔵文化財センターができるようになったのは前年9月の教育長の決断によるものであり、人とのつながりは不思議なものだ、と改めて思った。

3月に入ってからは、議会における財団設立答弁の準備、財団職員採用試験の募集要項作成・送付、採用試験・同選考、財団法人設立の事務手続き、財団出綱金や補助金の申請と課題が目白押しにあり、毎日が時間との戦いであった。特に財団の登記や理事・評議員の選任については綱渡りのようなものであった。理事長は木場教育長

に内定していたものの、正式には3月26日の異動内示があつて関係職員が決まるまで動けず、それから4月1日までの一週間で理事の承諾書や住民票の提出すべての手続きを終わすということになった。

7 埋蔵文化財センター開所の頃

(1) 財団の組織と経営基盤

平成5年4月1日に財団法人山形県埋蔵文化財センターが正式に発足し、最初の事務所は山形市緑町の教育庁文化課分室に置かれた。同5日には木場新理事長から財団の職員一人一人に辞令が交付され、翌6日には第一回の財団評議員会と理事会が開催された。

財団の設立に当たって最も大きな課題は、その組織と経営基盤である。センターの調査組織については、幸い発掘調査を担当する若手の財団専門職員が緊急調査団時の嘱託職員を含めて一度に9名が採用されることになり、これに県教育委員会からの行政派遣職員が6名、小・中・高の公立学校からの派遣教員が4名、教職員のOB



資料5 県立上山農業高等学校略図（平成3年度）

を中心とした嘱託職員 8 名が加わり、総勢 27 名の体制を作ることができた。

また、埋蔵文化財センターの職員の職名をどうするかについても検討が交わされた。総務課からは、他県の状況などから、「調査員」、「主任調査員」でどうかという打診があったが、私は財団の寄附行為の最初にある「埋蔵文化財の調査研究」という名称にこだわり、研究職でもないのにといわれながら、「調査研究員」、「主任調査研究員」という名称にしていただいた。

調査部門の充実に比べ、経理部門を担当する総務課の体制は、正規職員が総務課長 1 名、非常勤嘱託職員が 2 名という弱体なものであった。4 月にセンターに赴任した鈴木雄一総務課長は、組織の設立時につきものの書類の作成や規定の運用等を一手に引き受けた。しかし、さすがに給与関係の事務はしたことがないということで、3 月に退職された県庁の行政事務のベテラン女子職員を「半年だけ頼む。」と拝み倒して、手伝っていただいた。



写真 1 埋蔵文化財センター移転記念写真
(山形市緑町 旧文化課分室前)

一方、財団の運営に際しては、予算に裏付けられた経営基盤をもつことが必須の条件となる。開発事業に関する緊急発掘調査経費は、文化庁の指導の下に「(調査経費の) 原因者負担制度」として全国的に定着しており、緊急調査団時も事業側に負担していただいていたので、それほど問題がなかったが、財団設立に伴って生じる二つの問題を解決しておく必要があった。一つは財団プロパー職員の人事費を、事業側に負担してもらうことである。これまで嘱託職員の報酬を一部負担してもらうことはあったが、正式に期末手当や退職金までを含めた給与

の負担を要求するのは初めてのことであり、開発機関や県庁部局の理解を得るまで少し時間がかかった。

なお、財団設立の時点から派遣職員を含めたセンター全職員給与を事業側からもらえないかという県財政課の指導があったが、平成 5 年度は諸手続きが間に合わず、平成 6 年度から理事長の役員報酬と研究課職員の給与を除くセンターの人事費を、事業量に応じて開発機関や部局から負担してもらっている。

もう一つは、財団の運営に必要な事務費の捻出の問題である。人格をもった財団法人ということになると、電気水道などの光熱費や職員の健康診断にかかる経費、評議員会・理事会の開催費などはすべて自前で支払う必要があり、その財源が事務費なのである。事務費の負担は事業側も概ね了解してくれていたので、問題はその事務費の割合をどう決めるかであった。これについて財団の設立前に県の財政課に問い合わせたところ、県の土木部が国等から事業の委託を受けた場合の事務費は主経費の 6 % なので、埋蔵文化財センターもそれにならったらしいのでは、ということであった。発掘調査を委託する事業側もこの率をすんなりと認めてくれた。

(2) 設立記念の式典と祝賀会

さきに旧県立上山農業高等学校の跡地が埋蔵文化財センターの事務所として使えるようになったと述べたが、実際に事務所として使えるようにするためには、不用な器材や廃材をすべて撤去したうえで、ある程度のリニューアル工事が必要であった。幸い旧県立上山農業高等学校の跡地は教育財産として県教育委員会の文化課が管理し、そのうえで財団が必要な部分を無料貸借するという形をとったので、これらの工事はすべて文化課が県の建築課に設計を委託し、発注してくれることになった。

これと平行して、県内 4箇所(緑町の文化課分室、山形市鈴川倉庫、上山市旧青年の家、旧上山農業高等学校畜産実習室)に分散収納してあった埋蔵文化財の出土品(遺物)を一箇所に移動する作業も行われた。整理箱にして 3 万箱を超える遺物の移動は想像以上に大変なことで、日本通運の方に何度も下見をしてもらい、運搬トラックの台数、搬出・搬入方法の確認などに万全を期した。分散された遺物を一箇所にまとめて収納することは、昭和 48 年の文化課設置時からの夢であり、8 月の盆前にこれがようやく実現したの。

埋蔵文化財の遺物は、平成5年段階では遺失物（落し物）としての扱いから国の帰属^(註4)となっており、各都道府県の教育委員会がこれを実質管理する立場にあつた。財団設立以前の遺物だけでなく、設立後の遺物についても、発掘調査及び報告書作成を終了したものについての保管は、県の責任になっている。このため、財団が設立された1年後の平成6年に、山形県教育委員会と財団法人山形県埋蔵文化財センターとの間で、「出土文化財等の管理に関する協定書」を結び、資料収蔵棟の維持管理や資料の収蔵及び保管の責任は県教育委員会にあることと、資料の日常管理及び貸出は埋蔵文化財センターで行うことを取り決めている。

山形市緑町の文化課分室から上山市弁天の旧県立上山農業高等学校の跡地への引越しは、平成5年9月27日に実施し、10月1日に開所式を行った。開所式では木場理事長がセンターの全職員に対して訓示を行ったあと、東側の正面入り口に「財団法人山形県埋蔵文化財センター」の木製看板を掲げ、決意を新たにした（写真2）。



写真2 開所式

翌11月17日には、上山市弁天の新埋蔵文化財センターにおいて、設立式典と祝賀会を開催した。地元上山市長や県議会議員、各事業所を始めとする関係者37名を迎えての式典が盛大に行われた。とくに、山形県埋蔵文化財調査体制検討委員会の会長として財団設立に尽力された柏倉亮吉氏にセンターの木場理事長から感謝状が贈呈されたことは、私にとって感慨深かった。柏倉先生が当時の木場教育長に検討委員会の報告書を手渡したのが平成4年6月25日であったから、1年半を待たずしてこの日を迎えることができたのである。



写真3 設立式典

（3）残された問題点

財団の設立によって、埋蔵文化財に関わる開発との調整は県教育委員会、埋蔵文化財に関わる発掘調査は財団法人山形県埋蔵文化財センターという機能の分化が明確になった陰で、埋蔵文化財の設立時に積み残した課題も多い。自責も含めてその幾つかを問題点としてあげる。

その一つは、県教育委員会との役割分担の中で、遺跡の分布調査をどこがやるのか明確にしなかったことである。当初は寄附行為の「埋蔵文化財の調査研究」という柱に分布調査と重要遺跡確認調査を含めたつもりであったが、文化課分室との調整が欠けていたことと、平成5年度の調査日程が過密で分布調査に割ける余剰人員が出来なかったことなどから、結果的に遺跡分布調査は県教育委員会で実施することになった。これはこの後、文化（財）課の大きな負担となり、夏から秋にかけて同課の埋蔵担当職員が分布調査のためほとんど県庁の机にいなくなるという現象を引き起こすことになる。平成16年度から埋蔵文化財センターの職員も遺跡分布調査に協力するようになったが、担当職員の不在が市町村指導や県の指針作りの遅れなどの及ぼした影響は大きい。

もう一つは、研究課の役割を明確にしなかったことである。研究課には埋蔵文化財の保存管理や保護思想の普及など大切な役割があるにもかかわらず、その業務や所要人員についてきちんとした対応をとらずにきた。センター設立当初の研究課に2名の専従職員名がいてさらにもう1名要求したらという雰囲気が、開発に伴う発掘調査の職員増に追われて、常に後回しになってきた嫌いがある。研究課という高尚な名称よりも、「資料普及課」という実務を感じさせる名称がよかつたのでは思うほどで

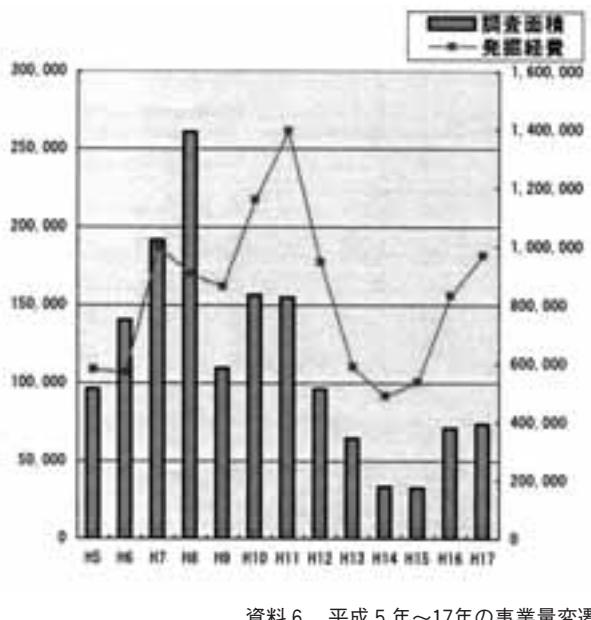
ある。

近年は当センターで、遺跡報告会や小中学校への出前授業など、普及事業を盛んに行っているが、それに対する県教育委員会からの補助は最近ほとんどなくなった。財団法人福島県文化財センター白河館の「まほろん」や財団法人石川県埋蔵文化財センターの「古代体験広場」などで、県が立派な体験学習施設を建設し、多額の補助金を出して當時普及活動を実施しているのを見ると、うらやましい限りである。

8 埋蔵文化財センターの将来に向けて

(1) 事業量の縮小と財団経営

財団法人山形県埋蔵文化財センター設置される前と、設置された 平成 5 年度以降の状況について、少し詳しく見てみよう (資料 6)。



資料 6 は、財団法人山形県埋蔵文化財センターが平成 5 年度から平成 17 年度までの 13 年間に実施した埋蔵文化財緊急発掘調査に関する「調査経費」、「発掘面積」、「調査日数」の推移のデータである。■が発掘面積、折れ線が発掘調査経費で、各々の年度の累計数となっている。

県埋蔵文化財センター設置された平成 5 年度から平成 7 年度までは、調査体制が充実したことや職員人件費の事業側負担もあって、発掘面積と調査経費が年々増加してきている。その後、発掘調査経費は平成 8・9 年度にやや少なくなるが、平成 10・11 年度に再び増加する。発掘面積は、東北横断自動車道や中央自動車道関連遺跡等

の発掘調査が重なった平成 8 年度に約 26 万 m² というピークを向かえ、その後平成 11 年度まで 10 万 m² 台を保ってきた。

ところが、平成 12 年度から 14 年度にかけて、急激に発掘面積と発掘経費が縮小するようになり、事業量の大幅な減少が生じてきたことがわかる。全国的な発掘調査事業量は、昭和 40 年代後半から右肩上がりの急激な成長を示し、平成 9 年にピークを迎える。山形県では東北中央道関連の調査もあったため、平成 11 年が発掘調査事業量のピークとなり、その後は急激に減少することになる。

センターの調査事業量は平成 15 年度は横ばいだが、平成 16 年度から日本海沿岸東北自動車道関連遺跡の増加などで再び増加に転じた。平成 17・18 年度とも調査面積が 75,000 m²、発掘経費が 10 億円を超す見込みで、一時の底状の落ち込みは脱した感がある。この傾向は、東根・尾花沢間の高速道建設が終わるまで、もうしばらく続くと思われる。

問題はその後である。多少の景気の回復はあっても、新規の大型の公共事業の計画は見込まれず、このまま平成 17 年度並みの発掘調査事業量が続くことはなく、事業量が縮小することが考えられる。また、全国の状況を考慮すれば、発掘会社などの民間の発掘調査組織とセンターとの競合も十分にあり得る。

これらを踏まえた当センターの今後の生き残りの戦略として、私は次の 3 点を提唱しておきたい。一つは、信用される財団組織になることである。能率的な調査を行うことは勿論であるが、試掘調査から調査経費積算、発掘調査の実施、報告書の作成、調査成果の活用という全体の流れについて、きちんとしたシステムと外部に対する透明性を構築してほしい。

もう一つは、センターが他に比べて専門的な優位性を持つことである。発掘調査の実施や資料の鑑定、地域の歴史の理解、保存科学の技術などについて、センターの職員がそれぞれの分野で山形県を代表するプロであることをを目指してほしい。財団固有の職員や考古学を志す派遣職員については、十分それが可能であると考える。

三つ目は、県内の市町村との連携を図ることである。センターがこれまで実施する発掘調査は、ほとんどが県教育委員会が間にに入る国・県・公団関連の事業であり、市町村との係わり合いが少なかったように思う。今後は

市町村との定期的な交流、調査指導、体験学習の技術援助などで積極的な連携を図ってほしい。本県の埋蔵文化財の保護を進めるうえで、市町村はセンターにとって不可欠のパートナーなのである。

(2) 保護普及活動の重要性

財団法人山形県埋蔵文化財センターが専門性をもって学術的に高いレベルの仕事を目指すといつても、孤高の研究組織になってはならない。埋蔵文化財の調査は、国民の言わば税金を使って、国民から委託された仕事をやっているようなものである。センターがどんな仕事をしているか、調査の結果何がわかったのか、県民に積極的にピーアールをしていく必要がある。

当センターでは、平成12年から山形国際交流プラザで発掘調査の報告会（写真5）を開催しているし、平成15年度からは小中学校に出向いての出前事業（写真6）も実施している。これらの埋蔵文化財に関わる保護普及活動は、体制が整っていない状況で職員の負担があるだろうが、今後も是非継続していってほしい。



写真5 発掘調査報告会

平成18年度からは、当センターで初めて文化庁の国庫補助事業である「埋蔵文化財保存整備活用事業」を実施する予定である。従来の文化庁の保存活用補助事業は県や市町村に対するものが主であったが、この事業はセンターが申請者となって文化庁から200万円を下限とする補助を受ける事業である。事業の中身は、発掘調査の成果を公開するための報告会や講演会、出前授業などの体験学習の実施やその副読本の作成などである。今後は、遺物展示などの設備を整備することも含めて、事業を継続していきたいと考えている。

現在、全国の埋蔵文化財センターが、埋蔵文化財の普

及活用事業について真剣に取り組んでいる。岐阜県教育財団の報告では、財団における普及活用事業の課題として次の6点をあげている（川部2005）。

- ① 企画、運営にあたる人的配置
- ② 普及活用事業の予算の拡充
- ③ 展示室、研修室、体験活動室などの施設整備
- ④ 県民のニーズに応えた普及活用事業の体系的な見直し
- ⑤ 県内の市町村や教育機関との連携
- ⑥ 県民パートナーの活用

当センターにとってはいずれも今後に向けての課題であるが、まず県教育委員会に本埋蔵文化財センターを教育普及の場として正式に位置づけてもらうこと、さらにその人的配置や施設整備について要望を続けていくことが必要であろう。



写真6 出前授業

註

- 1) 諸外国の圧力により農産物の自由化を余儀なくされた政府が、農家に対する見返りとして、圃場整備などの農村育成事業に多額の補助金を支出したもの。昭和61年度は年度の途中に当初予算を上回る経費が追加され、昭和62年度は当初予算が大幅に増額された。その結果、圃場整備に関連して発掘調査が必要となる遺跡が大幅に増加することとなった。
- 2) 補助整備に関わる調査は対象面積が大きく、事前の試掘調査でだけでは遺跡の内容が把握できないため、まず重機械で上土を広く剥ぎ取り面整理をしたう上で、調査期間内に掘る実質の面積を計上したもの。

圃場整備は、高い所を削った土を低い所に盛る工法が多かつ

たため、遺跡のうち盛り土になる箇所は発掘しなくても良いという面があった。

- 3) 平成3年段階で東北各県の調査員一人当たりの年間発掘面積は、青森県が3,500m²、岩手県が6,000m²、福島県が3,000m²となっており、事務局案では当初5,000m²の案を提示した。これに対して小林達雄委員は5,000m²では考えが甘すぎる、福島県と同じ3,000m²が適当と主張され、最終的に山形県では3,500m²案を採用した。
- 4) 埋蔵文化財の出土品については、平成12年4月の文化財保護法の改正により、地方分権推進の観点から、従来の国の帰属に代わって当該文化財の発見された都道府県に帰属することになった。

引用文献

- 佐藤庄一 2003 「1990年代の動向」『山形考古第7巻第3号』
山形県埋蔵文化財調査体制検討委員会 1992 「山形県埋蔵文化財調査体制検討報告書」
川部 誠 2005 「財団における普及活用事業の現状と課題」『全国埋文協会報No68』



現在の埋蔵文化財センター